

さいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生活雑排水の適正処理を推進し、かつ、公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する浄化槽設置整備事業補助金に関し、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、次の要件のすべてに該当するものをいう。
 - ア　処理対象人員が10人以下のもの
 - イ　法第4条第2項に規定する構造基準に適合するもの
 - ウ　生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上かつ放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもの
 - エ　浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年衛净第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）第3の（6）に規定する環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの
- (2) 変則浄化槽　既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置（既存単独処理浄化槽の処理水及び生活雑排水を併せて処理する装置をいう。）を組み合わせた浄化槽のうち、設置に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26の規定による国土交通大臣の構造方法等の認定を受けたもので処理対象人員が10人以下のものをいう。
- (3) 既存単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り便槽　し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 転換　既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽に入れ替えることをいう。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア　建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請を要する建築物の増築又

は改築により、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を入れ替える場合。

イ 既存単独処理浄化槽を変則浄化槽に入れ替える場合

- (6) 専用住宅 主として居住を目的とした住宅（小規模小売店舗等を併設した住宅を含む。ただし、居住部分の床面積が2分の1以上である場合に限る。）をいう。

（補助金の交付）

第3条 市は、法第12条の4の規定により指定した浄化槽処理促進区域内において、専用住宅に浄化槽を転換により設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに、浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売を目的として転換をする者
- (4) 浄化槽からの放流水の放流先が確保できない者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、転換による既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に要する費用、配管工事に要する費用及び浄化槽の設置に要する費用に相当する額の範囲内とし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 審査後の浄化槽調書の写し
- (4) 浄化槽の構造図
- (5) 法第13条第1項に規定する型式の認定に係る書類
- (6) 建築基準法第68条の10第1項に規定する型式適合認定に係る書類
- (7) 登録浄化槽管理票C票
- (8) 登録証の写し

- (9) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (10) 保証登録証（市町村用）
 - (11) 転換による既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に要する費用、配管工事に要する費用及び浄化槽の設置に要する費用の内訳が明記された工事見積書の写し
 - (12) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況を確認できる書類
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出期間は、浄化槽を設置する年度の4月1日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から1月末日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査して、補助金を交付し、又は交付しないことを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

（中間検査）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）を行う際、市職員による当該補助事業に係る工事状況の検査を受けなければならない。

（変更の承認等）

第8条 第6条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、当該補助金の申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業が困難となつた場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日（前条第1項の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認に係る通知を受けた日から30日を経過した日）又は補助事業の完了日の属する年度の2月末日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 法第7条第1項及び第11条第1項に規定する検査（同項に規定する検査については、最初に受ける検査に限る。）を受けることが分かる書類
- (3) さいたま市浄化槽設置整備事業チェックリスト
- (4) 転換による既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に要する費用、配管工事に要する費用及び浄化槽の設置に要する費用の内訳が記載された工事代金の領収書の写し
- (5) 工事写真
- (6) 転換により既存単独処理浄化槽を処分した者は、法第11条の2の規定による浄化槽使用廃止届出書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（設置状況の検査）

第10条 市長は、実績報告書を提出した日から14日を経過した日又は補助事業の完了日の属する年度の3月14日（その日が休日に当たるときは、その前ににおいてその日に最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに、補助事業に係る浄化槽の設置状況の検査を実施するものとする。

（交付額の確定）

第11条 市長は、実績報告書の内容及び前条の検査の結果が申請書の内容及び第6条第3項の規定により付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助対象者は、前条に規定する通知を受けた後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に対して補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第6条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日の前日までに、合併前の浦和市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年浦和市制定）又は合併前の大宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年大宮市告示第106号）の規定によりなされた手続き等は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の浄化槽の設置について適用し、この告示の施行の日前の浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の浄化槽の設置について適用し、同日前の浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の浄化槽の設置について適用し、同日前の浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の浄化槽の設置について適用し、同日前の浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同

日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この告示による改正後のさいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この告示による改正後のさいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助金額

区分	限度額
既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の処分に要する費用	100,000円
配管工事に要する費用	200,000円
5人槽の設置に要する費用	332,000円
6～7人槽の設置に要する費用	414,000円
8～10人槽の設置に要する費用	548,000円

様式第1号から様式第7号まで

略